

浄化槽の 適正な管理

浄化槽は微生物の活動により、汚水をきれいにしています。

しかし、その維持管理を怠ると汚れた水や大腸菌が河川に流入したり、悪臭が発生します。そうならないように、浄化槽を正しく使いましょう。

◆日頃の管理や使い方が大事です

- ・ 水は適正量をきちんと流します。
- ・ 異物は絶対に入れないようにします。
- ・ 消毒薬が切れないように注意します。
- ・ 浄化槽の電源は切らないようにします。

浄化槽の使用にあたっては「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの義務があります。

また、「保守点検」「清掃」「法定検査」の記録は3年間保存するよう定められています。

(図表1)

標準保守点検回数

○単独処理浄化槽（し尿だけ処理する浄化槽）

処理方式 人槽	分離ばっ気方式 分離接触ばっ気方式	全ばっ気方式	腐敗方式
20人以下	4か月に1回以上	3か月に1回以上	6か月に1回以上
21人以上 300人以下	3か月に1回以上	2か月に1回以上	

○合併処理浄化槽（し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽）

処理方式 人槽	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式
20人以下	4か月に1回以上
21人以上50人以下	3か月に1回以上

(図表2)

標準清掃回数

処理方式	回数
全ばっ気方式	6か月に1回以上
その他の方式	1年に1回以上

●保守点検●

機器類や消毒剤など浄化槽の運転状況を定期的に点検し、良好な機能の維持をはかります。

■保守点検の回数

浄化槽の処理方式、種類により表の期間ごとに回数が定まっています。

※「種類」の処理対象人数（人槽）は、

浄化槽の大きさを表します。使用している人数ではありません。

(図表1参照)

●清掃●

浄化槽内にたまったスラムや汚泥などを引き出し、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。

■清掃の回数

清掃回数は浄化槽の種類によって異なります。

◎「保守点検」「清掃」は「専門業者」に委託して行ってください。

※標準清掃回数 (図表2参照)

●法定検査●

■設置後の水質検査

(浄化槽法第7条)

浄化槽を使い始めてから6～8か月間以内に1回行います。浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを検査員が検査します。

■定期検査（浄化槽法第11条）

年1回の定期検査です。

浄化槽が正常に機能しているか、また、日頃の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査します。

※検査の内容

- ・ 外観検査（設置状況・設備の稼働状態）
- ・ 水質検査（浄化槽の処理機能）
- ・ 書類検査（保守点検・清掃の記録）

◎「法定検査」は「北海道浄化槽協会」に依頼して行います。

このような保守点検、清掃、法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

【お問い合わせ先】

生活環境課生活環境グループ

(☎ 2 2 2 4 5 4)